

建設副産物の処理基準

平成20年10月
宇都宮市

目次

第 1	基本方針	1
第 2	用語の定義	1
第 3	建設副産物の搬出について	2
第 4	建設発生土及び再生資材の利用について	3
第 5	処理方法	3
第 6	積算方法	5
第 7	処理計画・確認	6

第1 基本方針

建設工事に伴い発生する建設発生土、アスファルト・コンクリート塊(以下「アスコン塊」という。)、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥等については、下記の取り組みにより適正かつ効率的な処理を行い資源循環型社会の形成を図る。

- 1 建設工事の実施にあたっては、まず廃棄物の発生を抑制するよう計画・設計・工法選定しなければならない。
- 2 また、建設資材として使用されていた資材についても、現場内、他現場において再使用を行う。
- 3 これらの措置を行った後に発生する建設資材廃棄物については、現場内処理や再資源化施設などへ持ち込むなど再生利用(マテリアル・リサイクル)を行うこととする。
- 4 それが技術的に困難な場合や環境負荷の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの、又は、その可能性があるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。
- 5 最後に、これらの措置が行われないものについては、縮減(減容・減量等)の措置を施した上で最終処分する。
- 6 なお、再資源化された再生資材については、積極的に利用する必要がある。

第2 用語の定義

- 1 「建設副産物」
建設工事に伴い、副次的に得られた建設発生土及び建設廃棄物をいう。
- 2 「建設発生土」
建設工事に伴い、副次的に得られた土砂をいう。
- 3 「建設廃棄物」
建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物(アスコン塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等)に該当するものをいう。
- 4 「路盤廃材」
建設工事に伴い、副次的に得られた路盤材をいう。
- 5 「建設発生木材」
工作物の除去に伴い発生する解体木材、新築工事から排出される木くず・根株等をいう。
- 6 「建設汚泥」
建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
ここで、建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みが出来ず、また、その上を人が歩けない状態をいい、土質工学的指標で示せば、コーン指数がおおむね200KN/m²以下または一軸圧縮強度がおおむね50KN/m²以下の土を指す。
- 7 「建設混合廃棄物」
工作物の解体等に伴い発生する建設発生木材、金属くず、紙くず、ガラスくず等が混合したものをいう。
- 8 「再資源化施設」
発生した建設副産物を、建設工事の資材または材料として有効利用できるようにするために、必要な加工及び処理(破碎等)を行う施設をいう。
- 9 「最終処分場」
廃棄物処理法の定めにより、建設廃棄物を埋立処分する場所をいう。

最終処分場の種類は、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

10 「再生資材」

建設工事又は他の事業活動に伴い、副次的に得られた物品を再資源化施設等で、有効に活用できるようにしたもの。

11 「特定建設資材」、「特定建設資材廃棄物」、「指定建設資材廃棄物」

建設リサイクル法及び同政令において、次のとおり定められている。

「特定建設資材」は、再資源化を推進することが、資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要な建設資材であり、以下の品目が定められている。

〔特定建設資材の品目〕

- (1) コンクリート
- (2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- (3) 木材（建設資材が廃棄物となったもの）
- (4) アスファルト・コンクリート

「特定建設資材廃棄物」は、特定建設資材が廃棄物となったものである。

「指定建設資材廃棄物」は、特定建設資材廃棄物のうち再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には再資源化に代えて縮減を行うことができる品目で、以下の品目が定められている。

〔指定建設資材廃棄物の品目〕

- (1) 木材（特定建設資材が廃棄物となったもの）

第3 建設副産物の搬出について

1 建設発生土

- (1) 工事現場から建設発生土が発生する場合は、市発注工事間の流用はもとより、地区建設副産物対策連絡協議会及び建設発生土情報交換システム等を積極的に利用し、工事現場から50kmの範囲内で建設発生土を搬出する他の建設工事を十分に調査し、受入時期、土質等を考慮したうえで調整を行い、建設発生土を利用するものとする。
- (2) 他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、ストックヤード（一時仮置場所）への搬出を優先するものとし、やむを得ない場合は他の受入地（残土処理場等）に搬出することを妨げない。

2 路盤廃材

- (1) 工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での再利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。
- (2) 現場内利用が困難な場合は、積極的に他の建設工事への流用に努めるものとする。

3 アスコン塊、コンクリート塊

- (1) 工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。
- (2) 最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。

4 建設発生木材

- (1) 工事現場から50km以内に再資源化施設がある場合は、最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。

なお、再資源化施設が50km以内でない場合は、縮減（焼却）施設に持ち込むこととする。

5 建設汚泥

- (1) 極力現場内での減量化を図り、埋め戻し材等として再利用するものとする。ただし、現場内での再利用にあたっては、生活環境保全上の適切な措置（「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等参照）を講ずることが必要となる。
- (2) 現場内での再利用が困難な場合には、再資源化施設へ搬出するものとする。
- (3) 上記ア、イが困難な場合は、最終処分場へ搬出することを妨げない。

6 建設混合廃棄物

現場内での分別を徹底し、再資源化施設、最終処分場へ適宜搬出するものとする。

第4 建設発生土及び再生資材の利用について

1 建設発生土

- (1) 工事現場で土砂等が必要な場合は、市発注工事間の流用はもとより、建設発生土情報交換システム等を積極的に活用し、工事現場から50kmの範囲内で建設発生土を搬出する他の建設工事を十分に調査し、受入時期、土質等を考慮したうえで調整を行い、建設発生土を利用するものとする。
- (2) スtockヤード（一時仮置場所）の建設発生土についても、その情報を確認し、計画的に再利用するものとする。
- (3) 再利用にあたっては、「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人土木研究センター発行）の土質区分基準、適用用途基準を参考にすること。

2 再生加熱アスファルト混合物

「プラント再生舗装技術指針」及び「再生材の利用基準」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生加熱アスファルト混合物を利用するものとする。

3 再生路盤材

「プラント再生舗装技術指針」や「再生材の利用基準」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生路盤材を利用するものとする。

4 再生クラッシャーラン、再生砂

「再生材の利用基準」に基づき、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、各種構造物基礎材、埋め戻し材、裏込め材として利用するものとする。

第5 処理方法

1 建設副産物の処理方法は次の2種類とする。

(1) 指定処理（A）

建設副産物は搬出量の多少に係らず、処理場所が特定できる場合は処理場所、処理条件等の特記仕様書等で明示し、指定処理（A）とする。

(2) 指定処理（B）

当初設計時に処理場所をあらかじめ特定できない場合は、これまでの実績を勘案した処理場所までの運搬距離、処理条件等をあらかじめ特記仕様書等で明示し、指定処理（B）とする。

2 建設副産物の区分と処理方法

(1) 建設発生土

発生土種別	処理量区分	処理方法
第1種建設発生土 (砂、礫、及びこれらに準ずるもの)	土量が 1,000m ³ 未満	指定(A)
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土、及びこれらに準ずるもの)		指定(B)
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	土量が 1,000m ³ 以上	指定(A)
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)		

(注1) 建設発生土の処理については原則として指定(A)とするが、処理量区分1,000m³未満のものにあつて当初設計時に建設工事等の処理先を特定できない場合は、指定(B)にすることができるものとする。

なお、建設発生土の再利用を促進するために、工事実施までに他の建設工事への処理先を確定するよう努めること。

(注2) 河川の浚渫土の扱いについては「建設発生土利用技術マニュアル」(財団法人土木研究センター発行)を参照のこと。

(2) 路盤廃材

指定(A)により処理するものとするが、当初設計時に他の建設工事等の処理先を確定できず、指定(A)により難しい場合は、指定(B)にすることができるものとする。

(3) アスコン塊、コンクリート塊

処理品目に応じて、別紙「積算対象再資源化施設一覧表」より施設を選定し、指定(A)により処理することを原則とする。

なお、請負者の希望により別紙「積算対象再資源化施設一覧表」の中から変更できるものとし、同表にない施設を希望する場合は、監督員との協議による。

(ただし、特別な理由がある場合を除き設計変更の対象とはしない。)

(4) 建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物

指定(A)により処理するものとするが、施設の稼働状況等により変更が必要となる場合は、再資源化、経済性等を考慮した上で変更することができる。

第6 積算方法

建設副産物の処理を、下図により運搬等の作業と処理に要する作業に分ける。



1. 積算にあたっての留意事項

- (1) 処理先の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意すること。
- (2) 処理先の選定にあたっては、再資源化、経済性を考慮すること。
- (3) 処理先、運搬距離等の条件を明示すること。
- (4) 必要に応じ、積み替え仮置きを計上する。
- (5) 再生資材を優先的に使用する。

2. 運搬等の作業に要する費用

- (1) 指定処理（A）
処理先までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ、積算する。
- (2) 指定処理（B）
これまでの実績を勘案した処理場までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ積算する。

3. 処理に要する費用

- (1) 指定処理（A）
 - ア 建設発生土を他の建設工事へ搬出・処理する場合は、処理費は計上しない。
 - イ 建設発生土の再利用を促進するため、ストックヤード（一時仮置場）へ搬出する場合、又は受入れ施設に定めのある場合は、処理費を計上することができる。
 - ウ 建設発生土を民有地へ処理する場合は、必要に応じた処理費を計上することができる。
 - エ 建設発生土の処理先の条件により、土砂の安全基準の適否を確認するため、地質調査が必要となる場合は、検査測定等に要する費用を計上できるものとする。
 - オ 建設廃棄物等を処理業者に委託処理する場合は、処理費を計上する。
- (2) 指定処理（B）
これまでの実績を勘案した中で、指定（A）と同様に処理費を計上することができる。

4. 変更について

処理方法にかかわらず数量の変更を行うことができる。

- (1) 指定処理（A）
工事実施にあたり指定した処理条件にやむを得ず変更が生じた場合は、その実情に応じ変更を行うものとする。
- (2) 指定処理（B）
設計条件が異なる場合は、発注者、受注者間で協議し変更することができる。

第7 処理計画・確認

1. 処理計画

建設副産物の処理に先立ち、請負業者は「建設副産物処理承認申請書（様式－4）」を作成し、監督員に提出する。

- （1）建設廃棄物の処理に際し、排出事業者（元請負業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導し、建設廃棄物処理委託契約書の提示を求め、同契約を確認するとともに、同契約書の写しの提出を指示する。
- （2）収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導する。

2. 建設リサイクル法に基づく通知

当該工事が以下の条件に該当する場合は、工事の着手前に予め別紙「建設リサイクル法に係る通知書（様式－8）」を作成し、所定の通知先（資料－3）に提出する。

〔対象建設工事の条件〕

下表の規模基準を満たす工事のうち、特定建設資材を使用するか、特定建設資材廃棄物が排出される工事。（使用・排出の量は問わない。）

対象建設工事		規模基準
建築物	解体工事	延べ床面積 8 0 m ² 以上
	新築・増築工事	延べ床面積 5 0 m ² 以上
	修繕又は模様替工事	請負金額 1 億円以上
その他の工作物（土木工事等）		請負金額 5 0 0 万円以上

3. 処理の確認

- （1）建設副産物の処理は、「建設副産物処理調書（様式－5）」を請負業者が作成し監督員に提出するとともに、実際に処理した事を証明する資料（伝票、写真等）の提出を求め確認する。
- （2）建設廃棄物の処理は、産業廃棄物処理における産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用し、請負業者が交付・回収した各票の提示を求め確認する。
なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存するよう指導する。

4. 「再生資源利用（計画・実施）書」等の提出

建設副産物の処理に先立ち請負業者は、「建設副産物実態調査要領」（平成 1 7 年 1 0 月 1 日改正適用）に基づき調査票を電子データで作成し、建設資材を搬入する場合にあっては「再生資源利用計画書」、建設副産物を搬出する場合にあっては「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含めて監督員に提出する。

また、工事完成後速やかに工事の実施の状況について、再生資材を搬入する場合にあっては「再生資源利用実施書」、建設副産物を搬出する場合にあっては「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出するとともに、データの入力された電子媒体を監督員に提出する。

付則 この基準は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

付則 この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から改定適用する。